

令和5年度 介護福祉士修学資金の貸付にあたり 法人が連帯保証人となる場合について

介護福祉士修学資金について、介護福祉士の資格取得をめざす外国人留学生（以下「修学生」という。）が介護福祉士養成施設に修学する場合のみ法人保証（連帯保証人）を認めています。修学生からの介護福祉士修学資金の申込受付期間は4月中旬から5月中旬を予定していることから、法人保証を検討されている法人につきましては、連帯保証人としての要件を確認するために、事前に申請書類の提出をお願いいたします。

◆申込資格◆

法人が連帯保証人になるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①奈良県内において貸付制度における返還免除対象業務を申込み前5年度以上にわたって継続して営んでいる法人であること。
- ②中央福祉人材センター及び奈良県福祉人材センターが運営する「福祉のお仕事」サイトにおいて、奈良県内の事業所登録を行っていること。
- ③財務状況が健全であり、保証能力を有する法人であること。
- ④連帯保証した修学生が他の法人へ就職を希望した場合、本貸付の連帯保証に関する違約金や損害金などを請求しないこと。
- ⑤過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用における差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分などを受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

◆提出書類について◆

申込手順

申込の手順は次のとおりです。必要な書類がある場合、別途提出をお願いすることができますのでご了承ください。提出いただく書類の内、②は原本、③は原本証明を行ったものを提出してください。

申込に必要な下記の書類を整えてください。

- ①介護福祉士修学資金法人保証申込書
- ②履歴事項全部証明書（原本、3ヶ月以内発行）
- ③決算書などの財務諸表（過去2年分）
- ④当該年度の事業計画書
- ⑤法人もしくは事業所のパンフレット等（代表的なもの）1部

但し、前年度に提出していただいている場合は、①、③（過去1年分）、④の提出をお願いします。

郵送もしくは持参により奈良県社会福祉協議会へ提出ください。

事前申請受付期間

令和5年3月24日（金）～4月28日（金）

申請内容により、連帯保証をお断りする場合があります。

◆手続きについて◆

選考会で選考後、修学生が誓約書を提出する際に、連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類（法人理事会議事録、取締役会議事録の写し）を提出ください。

誓約書などの提出をいただき、貸付決定後、送金します。その際に借用書に法人代表者の署名・捺印をし、印鑑証明書を添付してください。送金は6月と10月の2回に分割して貸し付けすることとします。

貸付期間中は、修学生が資格取得に励むよう支援ください。

◆貸付決定後の留意点◆

この修学資金は、介護福祉士の専門資格を有する質の高い人材の確保を図り、奈良県内の福祉サービスの質の向上を目的としていますが、貸付制度です。本会が定める返還免除に該当しない場合は、修学生が責任を持って返還しなければなりません。修学生本人が何らかの理由により返還できなくなつた場合は、連帯保証人にその債務を負担いただきます。

また、修学生が退学や退職、他の法人へ転職した場合でも、連帯保証人としての契約は無効にはなりません。返還免除もしくは返還完了となるまで契約は継続されますので、連帯保証人になる際には留意ください。

返還の事由が生じた場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から、本会が指定する期間内に本会が指定する方法により返還しなければなりません。

なお、正当な理由なく返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて「年率3%」の延滞利息を支払わなければなりません。

◆貸付に関するお問い合わせ◆

この修学資金貸付に関することでご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

＝問い合わせ先＝

社会福祉法人 奈良県会福祉協議会（生活支援課）

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

TEL：0744-29-0100

FAX：0744-29-0101

（作成：令和5年3月）